

こ成事第 421 号
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市
児童相談所設置市
市区町村

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）

次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）
交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について

標記については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 424 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金に係る財産処分の取扱いについて」（以下「局長通知」という。）により行うこととされたところであるが、なお次の事項について留意の上、遺漏のないよう御配慮願いたい。

1 財産処分の手続きについて

(1) 財産処分の協議

対象となる施設については、令和5年6月15日こ成事第331号、こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」（以下「財産処分承認基準通知」という。）において、包括承認事項に該当する場合を除き、毎年度の次世代育成支援対策施設整備協議書（いわゆる交付金協議書）に別紙の様式による財産処分協議書を添えて、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）に提出すること。

(2) 財産処分の承認内示

改築等に係る施設整備費の通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の内示について」（いわゆる内示書）をもって、財産処分の承認内示があったものとして取り扱うこと。

したがって、財産処分の承認内示があった既存施設については、局長通知に定めるところにより財産処分の承認申請の上、解体撤去工事を実施して差し支えないこと。

(3) 財産処分の承認申請

財産処分の承認内示があったものについては、財産処分承認基準通知別添1の別紙様式1により財産処分承認申請書を局長通知に定める期限までに提出しなければならない。

なお、財産処分承認申請書の提出に当たっては、事務手続の簡素、合理化を推進するため、協議書に添付した資料の内容に変更がない場合は、添付資料を要しないものとする。

(4) 財産処分の承認

財産処分の承認については、局長通知に定めるとおり、施設整備費の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書又は交付決定通知依頼書に添付された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。

2 継続事業の取扱い

施設整備事業が年度を越えて2か年以上にわたるときの財産処分の事務手続は、初年度の協議時に行うものとする。

別紙

番 号
令和 年 月 日

〇〇厚生（支）局長所管課長 殿

都道府県 民生主管部（局）長
市区町村

次世代育成支援対策施設整備交付金により取得した児童福祉施設等
（△△施設）に係る財産処分（取壊し）の協議について

標記について、令和5年8月22日こ成事第421号こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）
通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産
処分の手続等に関する留意事項について」に基づき、国の補助事業により取得した財産の財産処
分（取壊し）をしたいので、関係書類を添えて協議します。

1 処分の種類 取壊し

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱評価額	⑲評価額の算出方法 (いずれかに○)				
円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額				

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・ →無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (②ア ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ウ ③ ⑤ア ⑤イ)

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・ 交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の概要

- (1) 「⑤施設(設備)種別」には、交付額確定時の補助対象施設(設備)名又は補助事業に係る施設(設備)名(例:保育所)を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例:〇〇施設を取り壊し、□□施設(定員〇名)に改築。
〇〇施設の一部を取り壊し、〇〇施設(定員〇名)に改築。
- (4) 「⑱評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)を記載し、「⑲評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者(間接補助事業者)からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。